



県 章

# 滋賀県公報

平成 22 年（2010 年）  
11 月 22 日  
第 3324 号  
月 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

## 目 次

○ 告 示	
道路区域の変更（道路課）	1
道路の供用開始（道路課）	1
○ 公 告	
南部クリーンセンター整備事業に係る環境影響評価実施計画書に対する知事の意見の公告（琵琶湖再生課）	2
地域森林計画の変更の案の縦覧公告（森林政策課）	3
○ 健康福祉事務所告示	
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止の届出（湖北）	4

## 告 示

### 滋賀県告示第655号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。  
この関係図面は、平成22年11月22日から平成22年12月6日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成22年11月22日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区 間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備 考
県道	伊賀甲南線	甲賀市甲南町竜法師字山垣外1303番1地先から	変更後	最小 28.0m 最大 81.6m	119.7m	
		甲賀市甲南町竜法師字山垣外1273番1地先まで	変更前	最小 14.9m 最大 66.7m	119.7m	

### 滋賀県告示第656号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
この関係図面は、平成22年11月22日から平成22年12月6日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成22年11月22日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の年月日	備 考
県道伊賀甲南線	甲賀市甲南町竜法師字山垣外1303番1地先から 甲賀市甲南町竜法師字山垣外1273番1地先まで	平成22. 11. 22	L = 119. 7m

## 公 告

## 南部クリーンセンター整備事業に係る環境影響評価実施計画書に対する知事の意見の公告

大津市長 目片 信より送付のあった南部クリーンセンター整備事業に係る環境影響評価実施計画書について、滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）第9条第1項の規定に基づき、事業者に対して環境の保全の見地からの意見を平成22年11月12日に述べたので、同条第6項の規定により公告する。

平成22年11月22日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

本事業に係る環境影響評価実施計画書に係る環境の保全の見地からの意見については、以下のとおりである。

(全般)

- 1 事業計画について、事業地の造成、施設の配置、導入するごみ焼却施設の基本仕様、ごみ搬入車両の通行ルート等、確定されていない部分が多く、かつ、熟度の低いものとなっている。このため、事業計画を策定するにあたっては、計画書125および126ページに記載の内容のほか、以下の事項についても考慮すること。また、その検討結果を準備書に記載すること。
  - (1) ごみ焼却施設、リサイクル施設等について、設定した処理能力、規模等の妥当性について明記すること。
  - (2) ごみ焼却施設の仕様は、施設稼働に伴う大気環境への負荷を最大限低減することに配慮したものとすること。
  - (3) ごみ焼却施設、リサイクル施設等の仕様について、既存の施設の仕様、実測値等との比較ができるようにすること。また、これらの施設からの排出ガス等に係る管理基準値を定める場合は、その設定根拠について明記すること。
  - (4) 場内の配置計画について、導入する施設の大きさ、車の動線等を考慮し、適正なものとする。
  - (5) 事業地の一部において、山の傾斜部分を掘削することが計画されていることから、地盤や法面の安定性の確保について十分留意すること。検討にあたっては、事業地における地層についての調査結果だけでなく、付近で行われた造成工事の資料等をできる限り活用すること。
  - (6) ごみ搬入車両の通行ルートについては、環境影響を比較検討した経過についても明記すること。
  - (7) 工事中に発生する濁水対策の内容およびその妥当性について明記すること。
  - (8) 工事中および施設供用時に使用する設備、車両等の管理方法のほか、油等の流出事故が発生した場合のリスク管理方法についても明らかにすること。
  - (9) 発電設備および余熱利用施設の検討については、ごみ焼却施設から発生する熱量に係る試算を行い、できる限りエネルギーの利用効率が高い計画とすること。
  - (10) 発電設備を設置する場合、復水器から相当量の熱量が大気に放出されることから、周囲の植生等に影響を与えないよう排気の方法について検討を行うこと。
  - (11) 建築物および工作物の外観や色彩について、周囲の景観と調和したものとする。
  - (12) 通路等の施設整備について、事業地周辺の安全確保および車両の通行に起因する環境負荷の低減に配慮しつつ、現在周辺地域との緩衝帯となっている緑地を保全し、景観に配慮すること。
  - (13) 本事業を、ごみ減量化の推進等の機会として捉え、地域と連携した環境学習について、より一層の充実を図ること。

(予測評価)

- 2 事業計画の具体的な内容を策定した際、現況調査計画や予測評価する内容について再検証し、必要に応じて追加、見直し等を行うこと。
- 3 現在、事業地では既存施設が稼働し、周辺では別の事業場が存在していることから、できる限りこれらの影響についても把握し、その負荷分を差し引いた上で、新規施設からの影響を予測評価すること。
- 4 環境影響の予測評価について、環境基準等を下回る場合でも、できる限りその影響を低減することを検討すること。
- 5 環境影響の予測評価結果について、他の地域の状況と比較する等、内容の理解促進について配慮すること。

## (現況調査)

- 6 現況調査計画について、調査地点数の増加、調査期間の延長等を必要に応じて検討し、現況を十分に把握すること。

## (交通量)

- 7 交通量は、車両の通行に関連する環境要素(大気、騒音および振動)の重要なデータとなることから、交通量に係る予測評価を行うこと。また、大気、騒音および振動に係る予測評価については、交通量の時間変動や季節変動を考慮すること。

## (大気、騒音および振動)

- 8 ごみ処理量の増加に伴い、事業地の出入口付近におけるごみ搬入車両の通行量が大幅に増加することが想定されることから、この地点における大気、騒音および振動(車両の通行に係るもの)に係る予測評価を行うこと。
- 9 大気に係る調査結果を踏まえ、環境影響評価を実施する地域の設定の妥当性についての検証を行うこと。
- 10 上層気象の調査について、調査する季節の代表性を考慮し実施すること。
- 11 大気の拡散予測について、事業地周辺の複雑な地形を考慮し実施すること。
- 12 トレーサーガスを用いる現地拡散実験について、樹林帯でサンプリングを行う場合は、拡散状況を的確に把握する観点から植生キャノピー(樹冠)の上で行うこと。
- 13 ごみ焼却施設、発電施設等から発生する温排気について、白煙防止や発電効率確保等の面から至適温度を設定し、周辺への影響を予測評価すること。

## (悪臭)

- 14 悪臭調査に係る現況調査について、既存施設や周辺の事業場の稼働状況、気象条件を考慮して実施すること。
- 15 悪臭に係る予測評価は、臭気指数および特定悪臭物質濃度の両方について実施すること。

## (動植物)

- 16 山田川における動植物についての調査について、実施困難と思われる調査方法が示されているので、河川の実情にあった調査方法を検討すること。
- 17 動物に係る調査計画について、重要種等の選定は、既存資料からのみならず、実際に生息している生物や付近の植生を確認した上で行うこと。
- 18 重要種の生息が確認された場合は、必要に応じ追加の調査を行うこと。特に猛禽類<sup>きん</sup>については、環境保全措置の選択肢が限られることから、事業地内または付近での生息が確認された場合は、十分な調査を行うこと。

## (人と自然と触れ合いの活動の場)

- 19 人と自然との触れ合いの活動の場に係る予測評価について、対象となる地点までのアクセスへの影響のほか、静けさへの影響についても予測評価することを検討すること。

## (文化財)

- 20 事業地内で土地の改変を行う際、埋蔵文化財が発見された場合、工事を中止し、適切な調査および対策を実施すること。なお、事業地周辺で開発事業が行われた際、埋蔵文化財に係る調査が実施されている可能性があるため、その状況を把握しておくこと。

-----  
地域森林計画の変更の案の縦覧公告

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第4項の規定に基づき湖南地域森林計画(計画期間平成20年4月1日から平成30年3月31日まで)を変更したいので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の変更の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の変更の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、滋賀県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成22年11月22日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 森林計画区の名称 湖南
- 2 地域森林計画の変更の案の縦覧の場所  
滋賀県琵琶湖環境部森林政策課 大津市京町四丁目1-1  
滋賀県西部・南部森林整備事務所 大津市松本一丁目2-1  
滋賀県甲賀森林整備事務所 甲賀市水口町水口6200  
滋賀県中部森林整備事務所 東近江市八日市緑町7-23
- 3 地域森林計画の変更の案の縦覧の期間および時間 平成22年11月22日から平成22年12月21日までの各縦覧期間に

おける執務時間内

#### 地域森林計画の変更の案の縦覧公告

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第4項の規定に基づき湖北地域森林計画(計画期間平成22年4月1日から平成32年3月31日まで)を変更したいので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の変更の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の変更の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、滋賀県知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成22年11月22日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 森林計画区の名称 湖北
- 2 地域森林計画の変更の案の縦覧の場所  
滋賀県琵琶湖環境部森林政策課 大津市京町四丁目1-1  
滋賀県中部森林整備事務所 東近江市八日市緑町7-23  
滋賀県湖北森林整備事務所 長浜市平方町1152-2  
滋賀県西部・南部森林整備事務所高島支所 高島市今津町今津1758
- 3 地域森林計画の変更の案の縦覧の期間および時間 平成22年11月22日から平成22年12月21日までの各縦覧場所における執務時間内

#### 健康福祉事務所告示

#### 滋賀県湖北健康福祉事務所告示第21号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

平成22年11月22日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 嶋 村 清 志

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
身体障害者療護施設「湖北タウンホーム」訪問介護事業「こすもす」	長浜市月ヶ瀬町525番地	社会福祉法人滋賀県障害児協会 理事長 乗光秀明	長浜市月ヶ瀬町525番地	訪問介護	2570300778	平成22.11.14